

第1条（カードの定義）

この規則でいうICカードとは、関西学院大学生協同組合（以下生協という）が発行するICチップ搭載のメンバーズカードのことをいい、この規則ではICカードと呼称します

第2条（規則の効力）

ICカードはこの規則に基づき申請のあった生協の組合員に対して発行します。ICカードの利用範囲はこの規則によるものとします。

第3条（ICカードの利用）

- 1 ICカードを発行した組合員は、カードに貼付されたICチップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとします。
- 2 ICカードの利用にあたっては、本規則を順守するものとします。
- 3 ICカードを持つ組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員でなくなると同時に、本条第1項にいうサービスを受けることができなくなるものとします。

第4条（ICカードの紛失・盗難）

- 1 ICカードを持つ組合員がカードを紛失または盗難にあった場合は、速やかに生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとします。
- 2 ICカードを紛失または盗難にあった組合員が、当該カードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたとときに限り、当該カードを再利用できるものとします。
- 3 ICカードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の損害については、ICカードを紛失・盗難された組合員がこれを負担するものとします。

第5条（ICカードの再発行）

- 1 ICカードの忘失・盗難・汚損・その他カードの再発行を必要とする事由により、再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し、承認を得るものとします。
- 2 ICカードの再発行を受ける場合は、生協所定の手数料を負担するものとします。

第6条（不備の申し出）

ICカードの発行または再発行を受けた場合は直ちにカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には速やかに生協に届け出るものとします。

第7条（個人情報）

生協は、別途定められた「個人情報保護推進体制」に基づき、生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報を利用しないものとします。

第8条（届出事項の変更）

- 1 ICカードを持つ組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。
- 2 ICカードを持つ組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第9条（個人情報の保護）

生協は、別途定められた「個人情報保護推進体制」に基づき、ICカードを利用することによって入手した組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

第10条（カードの利用停止と返却）

- 1 ICカードを持つ組合員は、次の何れかに該当した場合に、生協の提供するサービスにおいて当該ICカードの利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。
 - ① 申し込み時に虚偽の申告をした場合
 - ② 本規則のいずれかに違反した場合
 - ③ ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
 - ④ ICチップに記録された内容を改ざんした場合
 - ⑤ その他、組合員のカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合
- 2 ICカードを持つ組合員が、自らのカードの利用を停止する場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

第11条（ICカード利用の細則）

生協がICカードに付加し、ICカードを持つ組合員に提供するサービスの機能を利用する際の細則については、別途「ICカード利用細則」に定めるものとします。

第12条（免責）

ICカードを持つ組合員は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

第13条（規則の変更）

この規則の変更は、生協の理事会において行います。

第14条（規則の変更通知）

生協は、この規則を変更する場合は、ICカードを持つ組合員に変更事項を通知するものとします。

第15条（準拠法）

この規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第16条（合意管轄裁判所）

ICカードを持つ組合員は、この規則に規定する内容について紛争が生じた場合、訴訟のいかに関わらず、生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

（付則）施行日 2010年4月1日

第1章 この細則の目的

この細則は、別途定められたICカード規則に基づき、生協がICカードに付加し、ICカードを持つ組合員（以下ICカード組合員という）に提供するサービスの機能を、ICカード組合員が利用する際の細則について定めるものとします。

第2章 電子マネー（プリペイド型）機能の利用

第1条（電子マネー利用方法）

- 1 ICカード組合員は、ICカード対応POSレジスタ、チャージ機等を用いて現金より入金、又は口座引落しにより入金することで、ICチップに入金額を記録することができるものとします。
- 2 ICカード組合員は、記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下「指定店舗」という）及びICカード対応機器で、電子マネーによる買い物とサービスを受けることができます。

第2条（電子マネー利用の限度額・利用可能商品・手数料・貸与の禁止等）

- 1 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、電子マネーの1回あたりの利用限度額及び利用できる商品等の範囲を定め、これをICカード組合員に通知するものとします。
- 2 ICカード組合員の電子マネー利用手数料は無料とします。
- 3 電子マネーは本人利用限定で、他人への購入や他人への貸与等はできないものとし、ICカード組合員は、これに反した場合は、生協が利用停止措置をできることをあらかじめ承諾するものとします。
- 4 入金額に対する利息は、利用の有無・入金期間を問わず無利息とします。

第3条（電子マネーが利用できない場合）

ICカード組合員は、次の場合には、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ・カードの紛失・汚損・指定店舗の端末機の故障・停電等によりカードを利用することができない場合
- ・指定店舗が、カードで利用できない商品及びサービスを指定している場合

第4条（金額情報の紛失・汚損等）

- 1 カードの汚損により、電子マネー金額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ICカード組合員は「ICカード規則」第5条の再発行の届出を行うものとします。
- 2 ICカード組合員がカードを紛失または盗難にあった場合は、「ICカード規則」第4条及び第5条の再発行の届出を行うものとします。
- 3 前2項においてICカード組合員の故意又は過失によらない場合に限る。当該カードに電子マネー未使用残高がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。

第5条（返金・返品禁止）

- 1 電子マネー未使用残額の返金は、ICカード組合員の脱退等の事由により、ICカード組合員がカードの使用を停止し、生協所定の手続きによってカードを生協に提示した場合を除き、行わないものとします。
- 2 前項の電子マネー未使用残額の返金は、生協が未使用残高を確定した後に、所定の方法により行うものとします。

第3章 ポイント機能の利用

第1条（ポイント利用方法）

ICカード組合員は、生協利用時に生協所定のポイント発生率によりカードのポイントを蓄積することができます。蓄積されたポイントは生協所定の基準で電子マネーとして自動チャージされます。

第2条（ポイントが蓄積できない場合）

ICカード組合員は、カードの紛失・汚損・指定店舗の端末機の故障・停電等によりカードを利用することができない場合に、カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。この場合はポイントが蓄積できないこともあらかじめ承諾するものとします。

第3条（ポイントの紛失・汚損等）

- 1 カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ICカード組合員は第5条の再発行の届出を行うものとします。
- 2 ICカード組合員がカードを紛失または盗難にあった場合は、第4条及び第5条の再発行の届出を行うものとします。
- 3 前2項においてICカード組合員の故意又は過失によらない場合に限る。当該カードにポイント残高がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。

第4章 仮カードの利用

第1条（仮カードの発行）

組合員は、ICカードが発行されるまで、生協所定の手続きにより仮カードの発行を受けることができます。仮カードの発行を受ける際、あらかじめ生協所定の預金金が定められている場合は、所定の預金金を支払うこととします。

第2条（仮カードの返却）

仮カード組合員がICカードを入手した場合は、速やかに生協に届出で仮カードを返却します。第1条の預金金が定められ、ICカード組合員から預金金を預かっていれば、生協は仮カードの返却を受けた場合、預金金を返却します。

第3条（仮カードの残額移行）

仮カードの発行を受けた組合員が仮カードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、仮カード上のポイント・電子マネー残高をカードに移行することができます。